

保健師活動は、時代のニーズに応じてその活動を行ってきました。戦前戦後は地域の人々の貧困や生活困窮に向き合い、結核をはじめとする感染症の予防対策に、そして高度経済成長時代の日本においては、生活習慣病対策や障害児の早期発見早期療育、そして平成の時代では、要援護高齢者支援、介護予防、健康づくり対策、児童虐待予防などと時代のニーズに応じた活動を行ってきました。

また、保健師活動の歴史の中で従来保健師が行ってきた活動が保健師のみでなく、新たな職種が誕生し、多くの関係者と連携し支援する時代と大きく変わってきています。さらに、行政で実施していたサービスが、民間への委託も増えてきました。このような現状の中で、行政に働く保健師は今後どのような仕事をすべきなのか、危機感が募ってきています。

母子保健分野で見えますと、子育て不安や虐待が心配される保護者も増え、それらの支援が重要になってきており、保健師活動は児童虐待予防活動が大きなウエイトをしめるようになってきました。そして一般母子は地域の子育て支援拠点が中心となって支援する様になってきています。

我が国における児童虐待防止・予防対策は、児童福祉法の改正や児童虐待防止法の制定など、児童福祉分野が先行して進めてきました。その中で要保護児童対策協議会が設置され虐待が心配されるケースはこの協議会の中で支援が検討され進行管理が行われています。保健師はこれらのケースを社会福祉職とともに支援を行い児童虐待の予防・防止に努めてきましたが、その活動は防止をあまりにも意識するためか、母親へ寄り添った支援というよりは、虐待をしていないかとの確認支援になってきているともいわれています。

今、保健師活動の原点に立ち返り母親に寄り添った共感性をもった母子保健活動を行うことで、虐待の予防や悲惨な事件を防止することが喫緊の課題となっております

その様な状況の中、平成 28 年度に母子保健施策が児童虐待発生予防・早期発見に資するとされ母子保健法に位置づけられました。さらに、子育て世代包括支援センターの設置が進められています。しかし、現実には要保護児童の支援に追われて、母子保健活動が難しくなっているとの声や、母子保健活動がよくわからないとの声も聞かれます。また、中には支援に疲れ疲弊している保健師も増えています。

この様に母子保健分野からみても、今後の行政に働く保健師の役割としては、複雑困難事例の支援と、多くの関係機関・者との連携・調整、さらに、地域の中で子育てを支えあう地域づくりが主な仕事となると考えます。

しかし、現実をみてみますと、複雑困難事例に追われ、その支援に悩み、疲弊している現実があります。子育てを支えあう地域づくりの支援の必要性を理解しつつも、そこまで手が十分に回らないのが現状です。統括保健師の配置や職場での OJT の充実が進められていますが、まだまだ十分とはいえません。

そこで、これらの現状を少しでも改善するためには、退職保健師の支援が必要ではと考えています。

この度、神奈川県では、県内の行政保健師 OB と現役の保健師、大学の教員にて「かながわ子ども虐待予防研究会」を立ち上げました。

この意図とすることは、現役の保健師が悩みや辛さを共有し、学びあい、ともに成長していく場が必要と考えたからです。しかし、自主的な学習会を運営するためには、現役の保健師だけでは困難があります。そこで、保健師 OB が側面からその運営を支援することが必要と考えました。また、長年培った経験やスキルを後輩に伝える機会にもなります。

この様に、これから行政保健師に求められる能力は、複雑困難事例の支援、多くの関係機関との連携や調整、地域全体をとらえた地域づくり活動、そして行政職としての施策立案能力です。これらの支援をみても、高度な能力が求められています。行政内部での人材育成を強化することはもちろんですが、長い経験とスキルをもった保健師 OB の力を結集し、若手の育成に尽力することが必要ではないかと考えています。

保健師の基礎教育、現任教育、保健師 OB の支援が一体となって、時代に必要とされる保健師の育成が可能となるのではないのでしょうか。